

応募規約

この応募規約は、浜松市が主催する「浜松ウエルネスプロジェクト認定ロゴマーク」の募集（以下、「認定ロゴ募集」という。）に関する条件を規定することを目的としています。

「認定ロゴ募集」にご応募いただく際には、当応募規約をよくお読みいただき、同意いただける場合に限り浜松市が指定する方法でご応募ください。

浜松市は、応募規約の全部又は一部を応募者に事前に通知することなく、任意に改訂することができるものとします。

この場合、改訂の効力は、浜松市公式 Web サイトに掲載した時点で生じるものとします。

[応募にあたっての注意事項]

・応募作品は次の方法により提出が可能です。

（１）専用フォームによるデータ提出

・ロゴマークの元データ（jpg、フォトショップデータ、イラストレーターデータ等）は、審査が決定するまで保管し、本事務局から要望があれば提出をお願いします。

・提出期限：令和 7 年 6 月 16 日（月）17 時まで

（２）ロゴマーク応募用紙を窓口（窓口はウエルネス推進事業本部執務室、以下同じ。）に持参し提出

・電子データを記録した媒体の受け取りは行いません。

・提出先：〒430-8652 浜松市中央区元城町 103-2

浜松市役所本館 6 階 浜松市ウエルネス推進事業本部ロゴマーク担当

・提出期限：令和 7 年 6 月 16 日（月）17 時まで

（３）ロゴマーク応募用紙を郵送提出

・電子データを記録した媒体の送付は無効となります。

・郵送先：〒430-8652 浜松市中央区元城町 103-2

浜松市役所本館 6 階 浜松市ウエルネス推進事業本部ロゴマーク担当

・提出期限：令和 7 年 6 月 16 日（月）必着

・応募作品は返却いたしません。

・応募作品の制作・郵送料・通信費など、応募にかかる費用はすべて応募者のご負担となります。

・応募作品の受付・受領の連絡はいたしません。

・応募は 1 者につき 1 作品とします。提出された 2 作品以降は無効とします。

・応募作品の提出後に修正・撤回することはできません。

・応募作品は、主催者の都合により変更・修正する場合があります。

・応募者は、主催者及び本事務局の運営方法に従うものとし、運営方法について一切異議を申し立てないものとします。

・第三者から権利侵害等の申し出があった場合や、トラブルが生じ、また、訴訟等が提起された場合は、応募者自身の責任と費用で解決するものとし、主催者は一切の責任を負いません。なお、これにより、主催者が損害を被った場合は、損害を賠償していただきます。

・応募作品の全部または一部が商用利用されていないことを予め保証していただきます。

・応募必要事項記入票のご記入内容に不備がある場合やご連絡が取れない場合等は、入賞の権利を無効とさせていただきます場合がございます。

・採用作品の使用に当たっては、原案を尊重しながら補正・修正等（文字の付加を含む。）を加えさせていただく場合があります。

[個人情報の取扱い]

・応募者および入賞者からいただいた全ての個人情報は、主催者がお預かりし、「認定ロゴ募集」における運営、賞品の発送・表彰、入賞者への諸連絡、個人を特定しないデータの集計・分析、応募状況の集計・公表にのみ使用し、その他の目的では使用いたしません。また、主催者は、個人情報を応募者に断りなく第三者に提供いたしません。応募者の個人情報は、「認定ロゴ募集」終了後、主催者にて、責任をもって廃棄いたします。

・応募者からの応募作品の公表や入賞者の発表の際には、応募者・入賞者のお名前を公表することがあります。あらかじめご了承ください。

・その他個人情報の取扱いについては浜松市個人情報保護条例に基づく、個人情報保護制度にのっとり、適切に管理、

運営いたします。

[認定ロゴ募集の変更・停止・中断・終了について]

- ・主催者は、以下に定めるいずれかの事由をはじめ、やむを得ない事情が生じたと判断する場合には、応募者に事前に通
知することなく、「認定ロゴ募集」を変更、中断、停止または終了することができるものとします。これにより応募者が不利
益を被った場合であっても、主催者は、主催者に故意または重過失のない限り損害賠償義務およびその他一切の責任
を負わないものとします。
- ・火災、停電または通信環境の悪化等により「認定ロゴ募集」の提供ができなくなった場合。
- ・地震、噴火、洪水、津波等の天災地変、暴動、労働争議、官公署の命令等により「認定ロゴ募集」の提供ができなくな
った場合
- ・その他「認定ロゴ募集」の開催、継続が困難であると主催者が判断した場合

[禁止事項について]

- ・主催者は、応募者が「認定ロゴ募集」への応募に際して以下のいずれかに該当する行為を行っている判断した場合、
または応募規約に違反した場合、何ら通知することなく応募者による「認定ロゴ募集」の応募を禁止または無効、ならび
に選考の対象外とすることができるものとします。ただし、主催者は、かかる行為の有無を探知する義務または責任を負う
ものではありません。

- (1) 主催者、他の応募者その他の第三者の見地・利益を侵害する行為
- (2) 主催者、他の応募者その他の第三者を誹謗中傷し、侮辱し、名誉、信用、プライバシー等を棄損し（主催者、
他の応募者その他の第三者のメールアドレス、電話番号、住所等の個人の特定につながる情報を開示する行為
を含む）、又は業務を妨害する行為
- (3) 公職選挙法に違反する行為
- (4) 宗教団体その他の団体・組織への加入を勧誘する行為
- (5) 出資、寄付、資金提供または物品若しくはサービスの購入等を勧誘する行為
- (6) 応募作品の全部または一部を商用利用する行為
- (7) 主催者が不適切と判断する他のウェブサイトを紹介し若しくはその閲覧を勧誘する行為
- (8) 主催者、および他の応募者その他の第三者に対し、コンピューターのソフト・ハードの正常な機能を阻害するウィル
ス等の有害なプログラムまたはファイル等を発信する行為
- (9) その他の SNS の利用規約に違反する行為
- (10) 公序良俗、法令、若しくは刑罰法規に違反し、またはその他主催者が不適切と判断する行為

[無体財産権の取扱い]

応募作品に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）、使用权は、浜松市に帰属する
ものとします。

採用作品の受賞者は、採用作品に関して著作者人格権を行使しないものとします。

採用作品の受賞者は、主催者が採用作品の商標・意匠の出願・登録をすることを認めることとします。

応募者は、応募事業の紹介や記録のために主催者が応募作品を利用することを認めることとします。

[損害賠償]

応募者は、「認定ロゴ募集」への参加とその結果に対して責任を負い、応募者の責に帰すべき事由により、他の応募者
または第三者に損害を与えた場合、応募者の責任と費用をもってこれを解決するものとします。

応募者は、「認定ロゴ募集」への応募に関して、応募者の責に帰すべき事由により主催者に損害を与えた場合、主催者
が被った損害を賠償するものとします。

[準拠法・裁判管轄]

応募規約は日本法を準拠法とし、これに従い解釈されるものとします。

また、「認定ロゴ募集」に関連して生じた紛争は浜松地方裁判所の専属的合意管轄に属するものとします。